おいて法第四十一条の三の六第四項第一号	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項第一号
及び法第四十一条の三の五第一項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項
及び法第四十一条の三の六第四項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」に、

第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項	所得税の徴収
	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項	所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の六第五項	又は同条第三項	所得税の徴収

に、「第十八条の十三の六第四項第二号」を「第十八条の十三の六第五項第二号」に、「第十八条の十三の六第四項第三号」を「第十八条の十三の六第五項第三号」に、「第十八条の十三の六第四項第四号」を「第十八条の十三の六第五項第四号」に、「第十八条の十三の六第四項第五号」を「第十八条の十三の六第五項第五号」に、

第十八条の十三の七第五項	又は第三十七条の十一の六第七項	所得税の徴収
	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第六項	所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の七第六項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第六項	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、「第十八条の十三の七第五項第二号」を「第十八条の十三の七第六項第二号」に、「第十八条の十三の七第五項第三号」を「第十八条の十三の七第六項第三号」に、「第十八条の十三の七第五項第五号」を「第十八条の十三の七第六項第五号」に改める部分に限る。）は、令和八年九月一日から施行する。